

益子町観光協会ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、益子町観光協会（以下「観光協会」という）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業種又は業種の基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する業種または業者に関わる広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (2) 消費者金融又は高利貸しに該当するもの
- (3) 公共を除くギャンブルに該当するもの
- (4) 益子町のイメージを損ねるおそれがあるものであって、観光協会長が承認しないもの

(広告の種類及び範囲の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの（以前より観光名所となっている施設、祭事等を除く）
- (5) 社会問題等についての主義主張に該当するもの
- (6) 個人の宣伝に該当するもの
- (7) 公衆に不快の念を与えるもの
- (8) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (9) 観光協会が行なう広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと観光協会長が認めるもの

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間及び更新については次のとおりとする。

- (1) 本契約開始より、会員12ヶ月／非会員12ヶ月を契約最低維持期間とし、その間は12条に基づく契約の解除はできないものとする。
- (2) 契約満了時に第12条の規定による契約の解除がない場合、本契約は自動的に更新される。その際の基準契約期間については、会員12ヶ月／非会員12ヶ月となる。

(掲載場所)

第5条 広告を掲載する場所は、協会ホームページのトップページとする。
配列に関しては自動ランダム表示のため、固定位置ではない。

(広告の種類、枠数及び掲載料)

第6条 掲載する広告は、バナー広告とする。

(1) 広告枠数は、最大10枠とする。

(2) 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

(尚、特別・お試しキャンペーン価格の設定のため、変動あり。)

(掲載料金) 特別・お試しキャンペーン価格

TOP ページ	種 別	1 ヶ月
バナー (1 枠)	協会会員	5,000 円
	非 会 員	10,000 円

(規格)

縦	60ピクセル
横	140ピクセル
データ	50Kバイト以下
形式	JPEG形式、又はGIF形式 (アニメーションGIF、フラッシュは除く)

※バナー広告掲載の申込は、申込順とする。

(広告の掲載希望者の募集)

第7条 バナー広告の募集は、ホームページ等で公募する。

(広告原稿の作成・提出)

第8条 広告原稿は、掲載依頼者の責任及び負担で作成し、協会が指定した期日までに提出する。

(広告掲載の申請)

第9条 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書(第1号様式)を、協会に提出しなければならない。

(決定方法)

第10条 協会が広告掲載の可否を決定し、直接又は電話によって申請者に通知する。

(掲載料の支払い)

第11条 申請者は、協会の請求に基づき、広告掲載料を一括して支払わなければいけない。

(広告掲載の取りやめ申請)

第12条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、契約の解除を希望する契約満了日より起算して1ヶ月以前に、バナー広告取りやめ届出書(第2号様式)により、協会に申請しなければならない。

契約基準期間は、会員12ヶ月/非会員12ヶ月単位によってなされるため、契約期間の途中で契約を解除した場合でも、解約月は基準契約期間満了日までであったものとして保守料金は計算される。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は協会が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から適用する。(平成23年2月1日改正)